

その他の生活応援情報

医師を目指す人を支援
市の指定する医療機関
に従事すれば返還免除

「医師等養成奨学 資金貸付制度」

将来、市内の医療機関に医師や看護師として従事することを希望する人の就学費用を支援します。地域医療を確保し、住民の健康を守ることを目的としています。

●概要 年度貸付金として、大学医学部などへの入学金や授業料をお貸しします。また、月額貸付金として、在学中の生活費を月額最大 20 万円をお貸しします。さらに、その貸付金について、免許取得後に市内の指定医療機関に医師などの業務に従事することにより全額免除します。詳しくは下記に問い合わせてください。

●対象者 医学生、看護学生

●奨学金の種類

①年度貸付金（授業料や入学金など）

②月額貸付金（医学生は月 20 万円まで、看護学生は月 10 万円まで）

●問い合わせ 市健康課（☎ 64 - 0111）

お子さまの就学を支援
学用品費、給食費
などを援助

小・中学校に在学する児童・生徒のいる保護者が、生活保護を受けている世帯あるいはそれに準ずると認められる世帯である場合に、学用品費などを支援します。

●援助の内容 学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費 など

●申請方法 お子さまが通学している学校に家庭の経済状況など相談してください。

●問い合わせ 市教育委員会学校教育課（☎ 68 - 9116）

保育施設を利用しない
子育て世帯に月額
1万5千円を支給

「在宅子育て支援 金」

生後 7 カ月から満 1 歳までの児童を保育施設などに預けずに家庭で子育てをすることを希望した家庭へ支援金を給付します。

●対象となる要件 市内に住所があり、生後 7 カ月から満 1 歳までの児童を養育している親。市税を滞納していない世帯で両親（子どもの父母）の市民税所得割額の合計が 77,100 円以下であること

●支給額 1 世帯あたり月額 1 万 5 千円（最大 6 カ月分）

●問い合わせ 市こども課（☎ 68 - 9084）

保育士などに支払う賃貸
住宅手当の支給に支援

「民間保育士等住 居費支援補助金」

雇用した保育士など（I ターン者）の賃貸住宅手当を支給した場合、その一部を支援します。

●対象 民間保育施設

●補助額 事業者が支給する住宅手当と家賃月額との差額の 2 分の 1 まで（1 人当たり月額最大 3 万円）

●問い合わせ 市こども課（☎ 68 - 9084）

地元の保育施設へ就職した
場合、奨学金の一部を
支援

「民間保育士等奨学 金等返済助成金」

奨学金などを利用して保育士資格などを取得し、市内の民間保育施設などに就職した保育士などに、本人が奨学金などの返済に要した金額の一部を支援します。詳細な要件や対象となる奨学金の種類は問い合わせてください。

●対象 奨学金などの返済を行っている人

●補助額 年度当たり最大 20 万円（最長で 5 年まで）

●問い合わせ 市こども課（☎ 68 - 9084）

民間保育施設への保育士
などの再就職を支援

「民間保育士等再 就職支援補助金」

保育士などの資格を持っている人（潜在的保育士など）が、市内の民間保育施設などに就業する場合、支援金を給付します。

●対象 常勤雇用で 5 年以上勤務見込みである人（再就職以前に市内の保育施設などに勤務していた人は、退職後 2 カ月を経過していること）

●補助金 就業時に 10 万円を支給。就業後の 4 年間は 1 年ごとに 2 万円を補助。

●問い合わせ 市こども課（☎ 68 - 9084）

子ども1人目から国民健康保険税の均等割額を免除

国保税子どもの均等割減免

国民健康保険に加入中の世帯で、被保険者に子どもがいる場合は、子どもにかかる均等割額を減免します。申請手続きは不要です。7月に送付される国民健康保険税納税通知書は、減免後の課税額が通知されます。

- 減免の対象者 18歳以下の子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある被保険者）
- 減免の内容 対象者の均等割額（低所得世帯の場合は軽減後の額）を全額免除
- 問い合わせ 国保税課税額については市税務課（☎68-9072）、国民健康保険制度については市総合窓口課（☎68-9075）

子どもの医療費を支援
医療費助成の対象を高校生等まで拡大

市では、一定の要件を満たす人の医療費負担を減らすために医療給付事業を行っています。令和3年4月から医療費助成の対象を高校生等まで拡大します。

- 対象者 15歳になって最初の4月1日から18歳になって最初の3月31日までの間の人（高校に在学しているかどうかは問わない）
- 給付方法 市内医療機関受診分のみ現物給付（窓口負担なし）、市外医療機関受診分については償還払い（申請により後日給付）
- 給付対象 保険診療に係る一部負担金の全額（自己負担なし）
※重度心身障害者事業・ひとり親事業に該当する高校生等も同様の取り扱いとなります
- 問い合わせ 市総合窓口課（☎68-9076）

聴覚障がい検査費用を全額助成

「新生児聴覚検査費用助成事業」

生まれつき耳の聞こえにくい子ども（先天性難聴）には、早期に適切な治療や援助をしてあげることが子どもの言葉や心の発達のためにとても大切です。新生児の受診率100%を目指し、母子健康手帳の交付時に受診を呼び掛けています。

- 助成内容 新生児聴覚検査にかかる初回検査と確認検査に必要な費用の全額を助成
- 問い合わせ 市健康課（☎64-0111）

出産後、健康な体で子育てするために健康診査を支援

「産婦健康診査費用助成事業」

産後初期におけるお母さんの身体やこころの状態を確認するととても大切な健診です。健診では、問診・診察・体重測定・血圧測定・尿検査・こころの健康チェックを行い、その費用を支援します。

- 対象 市内に住み、出産した女性
- 助成回数 2回（1回目＝出産後5日から21日まで、2回目＝出産後22日から56日まで）
- 助成額 1回あたり最大5千円を助成。県外の医療機関で産婦健診を受診する場合は、いったん全額支払い後、産後1年以内に領収書などを持参して償還払いの申請手続きが必要です。
- 問い合わせ 市健康課（☎64-0111）

健康管理を支援
人間ドックの受診費用助成

人間ドック受診料から他の助成額を除いた額の2分の1を支援します。対象は、今年度40歳に到達する市民から受診時年齢74歳までの市民です。

- 助成上限額 国保加入者は2万3千円、国保加入者以外の方は1万7千円
- 問い合わせ 市健康課（☎64-0111）

肺炎予防を支援
高齢者肺炎球菌予防接種費用に助成金

成人がかかる肺炎の原因菌としては「肺炎球菌」が一番多いと言われています。特に高齢者は、肺炎球菌による肺炎を予防することが重要です。市では予防接種費用を支援しています。

- 対象者 予防接種法に基づく「定期接種対象者」以外の66歳以上の高齢者のうち未接種の人
- 問い合わせ 市健康課（☎64-0111）